様式

平成　年　月　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

| 氏名 | 年齢 | 所属団体名及び当該所属団体における地位 | 略歴 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |

（注）1　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（2以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。

2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

## 船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示

東北運輸局最低賃金公示第1号

東北地方交通審議会から東北内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第2号）、東北海上旅客運送業最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第3号）、東北漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第4号）並びに東北漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第5号）の改正について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第4項の規定により準用する同法第11条第1項及び船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第7条第1項の規定により、その要旨を公示する。

この意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者（船員法（昭和22年法律第100号）第5条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）であって、この意見に異議のある者は、異議の内容及び理由を記載した書面（様式任意）に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に東北運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号983―8537宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地」あて提出されたい。

平成28年2月4日

東北運輸局長　永松　健次

東北地方交通審議会の意見（要旨）

1．東北内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員（船長を含む。）「242,400円」を「244,200円」に、ただし書の職員「225,950円」を「227,750円」に、部員「183,200円」を「185,000円」に、ただし書の海上経歴3年未満の部員「174,050円」を「175,850円」にそれぞれ改正することが適当である。

2．東北海上旅客運送業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員（船長を含む。）「238,300円」を「240,000円」に、部員「177,250円」を「178,250円」にそれぞれ改正することが適当である。

3．東北漁業（沖合底びき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額「196,200円」を「198,200円」に改正することが適当である。

4．東北漁業（大中型まき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額「194,800円」を「196,800円」に、青森県八戸市に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する2そうまき・まき網漁業の用に供する漁船の船舶所有者に雇用されている船員の最低賃金額「181,100円」を「183,100円」にそれぞれ改正することが適当である。

# 国家試験

## 平成二十七年度二級土木施工管理技術検定合格者の公告及び合格証明書交付申請の受付

平成二十七年度二級土木施工管理技術検定の合格者及び合格証明書の交付について、施工技術検定規則（昭和三十五年建設省令第十七号）第三条及び第八条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年二月四日

国土交通大臣　石井　啓一

一　平成二十七年度二級土木施工管理技術検定合格者　平成二十七年度二級土木施工管理技術検定に合格した者は、一、一八五名である。

二　合格者の受験番号の掲示　合格者の受験番号を次の各地方整備局、北海道開発局、北海道開発局釧路開発建設部、沖縄総合事務局及び東北地方整備局青森河川国道事務所・秋田河川国道事務所、北陸地方整備局富山河川国道事務所、中部地方整備局静岡国道事務所、中国地方整備局松江国道事務所・岡山河川事務所・岡山国道事務所、四国地方整備局高知河川国道事務所、九州地方整備局鹿児島国道事務所において掲示する。

なお、掲示する番号は、当該地区内で受験した者の受験番号である。

札幌市北区北八条西二丁目　国土交通省北海道開発局事業振興部技術管理課

釧路市幸町十丁目三番地　国土交通省北海道開発局釧路開発建設部総務課

仙台市青葉区本町三丁目三番地一号　仙台合同庁舎B棟　国土交通省東北地方整備局企画部技術管理課

青森市中央三丁目二十番三十八号　国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所

秋田市山王一丁目十番二十九号　国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所

さいたま市中央区新都心二番地一　国土交通省関東地方整備局企画部技術管理課

新潟市中央区美咲町一丁目一番一号　国土交通省北陸地方整備局企画部技術管理課

富山市奥田新町二番一号　国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所

名古屋市中区三の丸二丁目五番一号　国土交通省中部地方整備局企画部技術管理課

静岡市葵区南安倍二丁目八番一号　国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所

大阪市中央区大手前一丁目五番四十四号　国土交通省近畿地方整備局企画部技術管理課

広島市中区上八丁堀六番三十号　国土交通省中国地方整備局企画部技術管理課

松江市西津田二丁目六番二十八号　国土交通省中国地方整備局松江国道事務所

岡山市北区鹿田町二丁目四番三十六号　国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所

岡山市北区富町二丁目十九番十二号　国土交通省中国地方整備局岡山国道事務所

高松市サンポート三番三十三号　国土交通省四国地方整備局企画部技術管理課

高知市六泉寺町九十六番地七号　国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所

福岡市博多区博多駅東二丁目十番七号　国土交通省九州地方整備局企画部技術管理課

鹿児島市浜町二番五号　国土交通省九州地方整備局鹿児島国道事務所

那覇市おもろまち二丁目一番一号　内閣府沖縄総合事務局開発建設部技術管理課

三　合格証明書の交付申請

(一)　申請することができる者　一般財団法人全国建設研修センターの行う二級土木施工管理技術検定実地試験に合格した者

(二)　提出書類　合格証明書交付申請書

(三)　申請の受付期間　平成二十八年二月四日から平成二十八年二月十八日までとする。

ただし、郵送によるときは受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

四　申請書等の提出先　申請書等の提出先は次の各地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局とする。

〒〇六〇―八五一一　札幌市北区北八条西二丁目　国土交通省北海道開発局事業振興部技術管理課

〒九八〇―八六〇一一　仙台市青葉区本町三丁目三番地一号　仙台合同庁舎B棟　国土交通省東北地方整備局企画部技術管理課

〒九五〇―八七〇一　新潟市中央区美咲町一丁目一番一号　国土交通省北陸地方整備局企画部技術管理課

〒四六〇―八五一四　名古屋市中区三の丸二丁目五番一号　国土交通省中部地方整備局企画部技術管理課

〒五四〇―八五八六　大阪市中央区大手前一丁目五番四十四号　国土交通省近畿地方整備局企画部技術管理課

〒七三〇―八五三〇　広島市中区上八丁堀六番三十号　国土交通省中国地方整備局企画部技術管理課

〒七六〇―八五五四　高松市サンポート三番三十三号　国土交通省四国地方整備局企画部技術管理課

〒八一二―〇〇一三　福岡市博多区博多駅東二丁目十番七号　国土交通省九州地方整備局企画部技術管理課

〒九〇〇―〇〇〇六　那覇市おもろまち二丁目一番一号　内閣府沖縄総合事務局開発建設部技術管理課

五　合格証明書交付　申請者に対し平成二十八年三月中旬以降に合格証明書を交付する。